

今月のトピックス

令和5年2月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
QRコードで弊社HPへアクセスできます。

【 今月の担当：町田 】



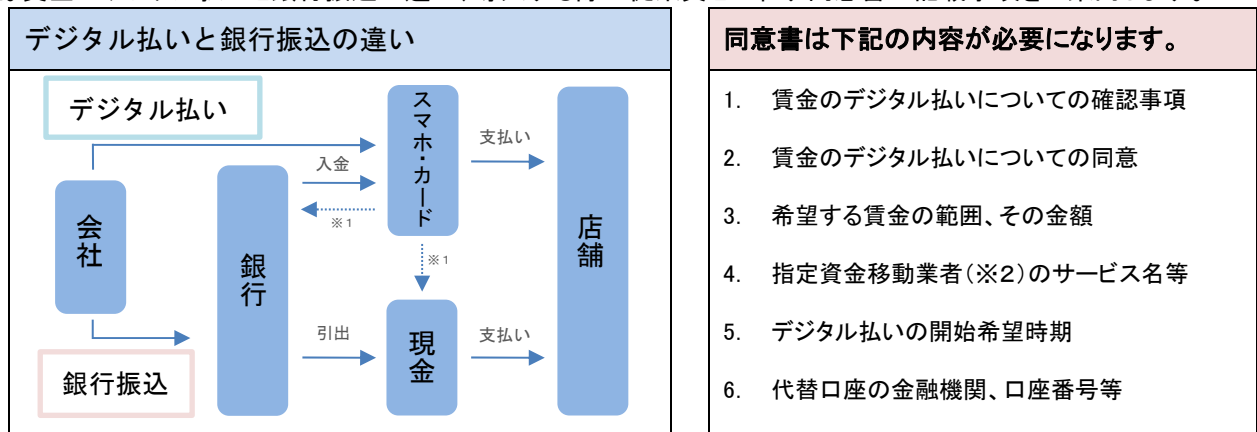
《 令和5年4月より雇用保険料率引き上げの見通し 》

厚生労働省は令和5年4月より一般の雇用保険料率を1.35%から1.55%に引き上げる見通しを明らかにしました。新型コロナウイルスの影響を受け、雇用調整助成金の支出が増えた影響もあり、財政を安定させるための引き上げとなります。引き上げが決定されましたら再度ご案内致します。※建設業等の保険料率は決定されましたらご案内致します。

	令和4年4月～ 令和4年9月	令和4年10月～ 令和5年3月(現行)	令和5年4月～ ※予定された一般の保険料率
従業員負担	0.3%	0.5%	0.6%
事業主負担	0.65%	0.85%	0.95%
合計	0.95%	1.35%	1.55%

《 賃金のデジタル払いについてのご案内 》

令和5年4月の労働基準法施行規則の一部改正に伴って、厚生労働省から労働局長あてに通達が発出されました。賃金のデジタル払いと銀行振込の違い、導入する際に従業員とかかわる同意書の記載事項をご案内します。



※1 サービス内容により異なります。 ※2 指定資金移動業者とは国の指定を受けたデジタル払い取扱業者です。

- 通達では「賃金の支払い方法の新たな選択肢を追加し、労働者および使用者双方が希望する場合に限り、賃金の支払い方法として、指定資金移動業者口座への資金移動によることを可能にするもの」と説明し、賃金のデジタル払いを強制するものではないと明記しています。
- 賃金のデジタル払いにおいての資金の受入上限額は 100万円以下となっております。そのため、受入上限額を超えた部分の支払いについて、指定資金移動業者は代替口座に送金を行う必要がありますので、資金移動業者に対して、あらかじめ代替口座の情報を登録しておく必要があります。
- 資金移動業者の指定は令和5年4月以降に審査開始とされ、この審査には数か月かかる見込みとなっております。指定資金移動業者は厚生労働省のホームページに順次掲載されますのでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03_00028.html

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。